

医療法人等における収入金額の判定一覧表

令和3年3月31日以後終了する事業年度から適用

埼玉県

別紙第2号様式及び付表1の1、1の2作成の際、参考にしてください。

※ 埼玉県における医療法人等の収入金額の判定は、下記のとおりです。ご不明の点がございましたら、所管の県税事務所までお問い合わせください。

判定欄 ◎……社会保険診療に係る収入、○自由診療(その他の収入)に係る収入に含める、×……医療保健業の収入に含めない、△……内容に応じて決まる
(付表1の1に記載) (付表1の2に記載) (付表2に記載)

No.	収入	判定	備考
1	介護保険法の居宅介護サービス収入 訪問看護サービス(訪問看護)、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、デイケア(通所リハビリテーション)、短期入所療養介護	◎	食事代、滞在費、居住費、その他日用品費を除く。
	上記以外	○	居宅介護支援、地域密着型サービスはすべて自由診療(その他の収入)に含めます。
2	介護保険法の介護予防サービス収入 介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)、介護予防短期入所療養介護	◎	食事代、滞在費、居住費、その他日用品費を除く。
	上記以外	○	介護予防・日常生活支援総合事業、介護予防支援、地域密着型介護予防サービスはすべて自由診療(その他の収入)に含めます。
3	介護保険法の施設サービス収入 指定介護療養施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス	◎	食事代、滞在費、居住費、その他日用品費を除く。
	上記以外	○	
4	乳幼児医療費助成	◎	条例に基づき地方公共団体が、社会保険診療に係る一部負担金を患者の代わりに負担するものです。
5	重度心身障害者医療費助成	◎	条例に基づき地方公共団体が、社会保険診療に係る一部負担金を患者の代わりに負担するものです。
6	ひとり親家庭医療費助成	◎	条例に基づき地方公共団体が、社会保険診療に係る一部負担金を患者の代わりに負担するものです。
7	収入金額に計上した国税及び地方税の還付金等	×	別紙第2号様式に記載
8	還付加算金	○	
9	仕入れの割り戻し(リベート) 仕入れの割り戻しに相当するもの	×	別紙第2号様式に記載
	実態として斡旋料等と考えられるもの(斡旋料、協賛金等)	○	
10	製薬会社からの新薬研究に対する協力金	○	
11	製薬会社等からの社員旅行、忘年会等の協賛金等	○	
12	職員互助会からの職員旅行協賛金	○	
13	研修会主催者からの交通費	○	
14	役員へ家を貸し付けた場合の家賃	○	
15	役員からの水道光熱費・車使用料の徴収金	○	
16	役員からの貸付利息	○	

No.	収 入	判定	備 考
17	従業員からの貸付利息	○	
18	従業員からの駐車場の利用料収入	×	別紙第2号様式に記載
	上記以外	○	
19	従業員からの食事代収入	×	別紙第2号様式に記載
	上記以外	○	
20	従業員からの保育施設の使用料	×	別紙第2号様式に記載
	上記以外	○	
21	従業員からの水道光熱費の徴収金	×	別紙第2号様式に記載
	上記以外	○	
22	従業員からの社宅・寮等の使用料	×	別紙第2号様式に記載
	上記以外	○	
23	保養所等の使用料	×	別紙第2号様式に記載
	上記以外	○	
24	看護学校等授業料等返戻金(法人が負担した従業員の看護学校等の授業料について、退職等の理由により看護学校等から返却されたもの)	×	別紙第2号様式に記載
25	入院時食事療養費		
	特別メニューの追加料金等	○	
	上記以外	◎	
26	付添人食事収入	○	
27	洗濯料・洗濯機使用料	○	
28	消毒料(布団・毛布・衣類 等)	○	
29	入院患者から受け入れた水道光熱費負担金	○	
30	新生児衣類使用料、ミルク料	○	
31	利子補給金	○	条例等に基づき地方団体が患者に代わり負担する医療費(公費負担)の支払いが、窓口収入に比べて数ヶ月遅延するため、この間の利子相当額を当該地方団体が補給する趣旨で支払う金額です。
32	事務取扱手数料	○	公費負担にかかる請求事務を行うことに対して支払われる手数料です。
33	集団健康診断収入	○	
34	予防接種収入	○	公衆衛生活動収益にあたります。
35	産業医顧問料	○	
36	学校・事業所等嘱託医収入	○	

No.	収 入	判定	備 考
37	人間ドック収入	○	
38	廃棄物・古紙等売却収入(不要品売却収入)	○	
39	受け入れ寄付金	○	
40	病院内の売店等からの賃借料	○	
41	公衆電話基本手数料	○	
42	団体生命保険取扱い事務手数料	○	
43	各種謝金・献体料	○	
44	自動販売機設置手数料	○	
45	不在者投票手数料	○	
46	国勢調査手数料	○	
47	葬儀社紹介料	○	
48	保険配当金(契約者配当金)	掛け捨て型	× 別紙第2号様式に記載
		積立型	○
49	生命保険	受取保険金のうち、支払相当額(親族等へ支払った額)を超えない額	× 別紙第2号様式に記載
		上記以外	○
50	保険の満期返戻金	受取保険金のうち、保険積立金を超えない額	× 別紙第2号様式に記載
		上記以外	○
51	保険の解約返戻金	掛け捨て型の受取保険金の全額、又は積立型の受取保険金のうち支払保険料の総額を超えない額	× 別紙第2号様式に記載
		上記以外	○
52	剰余分配金(保険医協会からの戻り金等)	×	別紙第2号様式に記載
53	事業分量配当金・利用分量配当金	過大徴収額の返還	× 別紙第2号様式に記載
		上記以外(預貯金や払込出資額に応じて分配されたもの)	○
54	無事故返戻金(掛け捨て型)	×	別紙第2号様式に記載
55	損害保険金・賠償金	受取保険金等のうち、事故当事者へ支払った金額又は、修繕費用等実費相当額を超えない額	× 別紙第2号様式に記載
		上記以外	○

No.	収 入	判定	備 考	
56	仮受消費税から仮払消費税・未払消費税を差し引いた額と納付すべき額との差額	税抜経理方式・本則課税	×	別紙第2号様式に記載
		税抜経理方式・簡易課税	○	
57	自由診療(その他の収入)に係る収入金額のうち課税売上に係る消費税相当額	課税事業者で、消費税の税込経理を行っている法人	×	課税事業者で消費税の税込経理を行っている法人は自由診療(その他の収入)に係る収入金額から自由診療(その他の収入)に係る収入金額のうち課税売上に係る消費税相当額を控除することができます。なお、控除するか否かは任意ですが、控除する場合は、別紙第2号様式付表1の2の自由診療(その他の収入)に係る収入金額等に消費税相当額を△で記載してください。
		消費税免税事業者	○	
58	国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる公的機関(国又は地方公共団体が出資している公共法人、公益法人等に限る)から支払われる補助金・助成金収入	公費負担制度により社会保険診療に該当するもの	◎	
		対象となる経費を超えない額	×	別紙第2号様式に記載
		対象となる経費を超える額	○	
59	各種引当金及び準備金の益金算入額		×	別紙第2号様式に記載
60	土地等の譲渡にかかる益金算入額		×	別紙第2号様式 付表2、3に記載するとともに、医療法人に係る所得金額の計算書の項目②土地等の譲渡所得等に計上し、計算してください。
61	貴金属売買の収益金		○	
62	有価証券売却益		○	
63	ゴルフ会員権売却益		○	
64	償却資産の売却収入	売却収入のうち取得価額を超えない額	×	別紙第2号様式に記載
		上記以外	○	
65	前期損益修正益	益金の計上漏れ	△	内容により◎、○、×に区分して付表に記載してください。法人税別表四の調整がある場合は税務調整欄にて調整をおこなってください。
		損金の過大計上	×	別紙第2号様式に記載
66	債務免除益		×	別紙第2号様式に記載
67	有価証券の評価益		×	別紙第2号様式に記載
68	現金過不足(雑損失の現金過不足と相殺して、雑益の現金過不足が上回る場合)		○	